序章　【本編P5～】

1　策定の目的

○本市は、これまで分別収集の拡大や３Rの推進など、市民・事業者と一体となりリサイクル型社会システムの構築に取り組んできた

○一方、**国では、**令和６(2024)年に**循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化や資源循環をめぐる社会環境は大きく変化**

○こうした状況を踏まえ、より一層の資源循環の推進を図るため、本計画を策定

※**一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した計画**とし、また、**食品ロス削減推進計画**を**位置づけ**

2　計画策定のポイント

Point１　**2050年のあるべき姿（目指す世界観）の明確化**

Point２　**一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環**

Point３　**効果が高い具体的な事業を「重点」として設定**

3　計画の構成・位置づけ

（１）計画の構成

基本計画：中長期的な目指すべき方向、行動計画：基本計画に基づいた具体的な事業

（２）計画の位置づけ

4　計画期間

○ **基本計画**は令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの**12年間**

○ **行動計画**は令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの**4年間**

第１章　現状と課題 1/3【本編P14～】

1　現行計画の総括

一般廃棄物処理基本計画（2014～2025）

目標項目	基準年度（2014年度）	実績（2024年度）	目標値（2025年度）	達成状況（2024年度時点）
１人１日あたりのごみ排出量	998ｇ	793ｇ	872ｇ	達成
ごみ焼却量	37.0万t	31.5万t	33.0万t	達成

産業廃棄物処理指導計画（2022～2025）

目標項目	基準年度（2019年度）	実績（2023年度）	目標値（2025年度）	達成状況（2023年度時点）
排出量	2,556千t	2,483千t	2,500千t	達成
再生利用率	32%	34%	32%	達成
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類再生利用率	58%	71%	71%	達成
最終処分量	68千t	56千t	43千t	未達成

○一般廃棄物は、市民・事業者・行政の協働のもと、取組を進めた結果、**ごみの減量化・資源化は進み、現行計画で掲げた目標を前倒しで達成**

○**廃棄物埋立処分場**も、令和10(2028)年度から令和35(2053)年度まで**延命化**

○産業廃棄物は、適正処理等を推進した結果、**排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率**は令和5(2023)年度で**目標を達成、最終処分量**は目標に達していないものの、**減少傾向見込み**

第１章　現状と課題 2/3【本編P19～】

2　ごみ処理の現状（一般廃棄物）

（１）ごみ総排出量

・本市の人口は2017年に150万人を超え、人口が増加していく中でも、３Ｒ施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、**ごみ総排出量（資源化量＋ごみ焼却量）は減少傾向**

（２）１人１日あたりのごみ排出量

・2023年度に政令市最少になるなど、**現行計画の目標値872ｇを前倒しで達成**

（３）ごみ焼却量

・ごみ焼却量は減少しており、**現行計画の目標値33万トンを前倒しで達成**

（４）食品廃棄物量と食品ロス量

・食品ロス量は**2000年度比で大幅に削減**
国の食品ロス削減推進基本方針を踏まえ、更なる減量が必要

※食品廃棄物：食品ロス＋調理くず等
食品ロス　：直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去

（５）市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出量

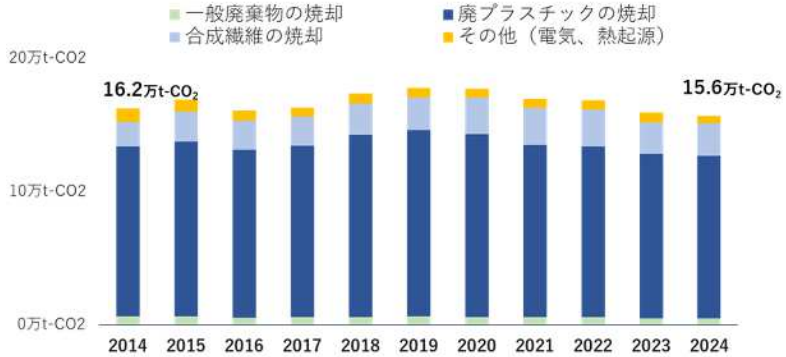

・市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量の**９割が廃棄物焼却に由来**
・内訳は**廃プラスチック由来が約８割**、合成繊維由来（ポリエステル等）が約１割

3　ごみ処理の現状（産業廃棄物）

（１）産業廃棄物の種類別の排出量

・各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、**長期的には減少傾向**

第１章　現状と課題 3/3 【本編P35～】

4　世界や国内の動向

（１）世界の動向

・欧州をはじめ**様々な国が循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を政策的に推進**

（２）国の動向

＜経済産業省＞

・2023年3月「成長志向型の資源自律経済戦略」策定
世界情勢による物資や資源の調達リスクを抑制して、**経済の自律化・強靭化**と**国際競争力の獲得**につなげる**政策パッケージを明示**

＜環境省＞

・2024年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
循環経済への移行について社会課題と環境問題を同時解決する**国家戦略として位置付け**、循環経済工程表で示された**素材、製品毎に方向性を明示**
・同年5月「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布

＜政府＞

・2020年10月に温室効果ガスの排出を全体として**2050年までにゼロ宣言**
・**温室効果ガスの削減目標 2013年度比で2030年度に46％削減、2035年度に60％削減、 2040年度に73％削減**を設定
・2024年12月「循環経済への移行加速化パッケージ」発表

（３）本市の状況等

＜強み＞

・**高い環境技術を有する多種多様なリサイクル施設**や**製造事業者が集積**し、市内外に貢献できる土壌

＜資源循環・脱炭素化＞

・**市民、事業者、行政が連携**した「かわさきプラスチック循環プロジェクト」など**100％プラリサイクル都市に向けて資源循環を促進**

＜人口動向＞

・市内人口の**ピーク値は2035年の159万人**であり、その後減少に転じ、2050年には154万人になる推計結果で、**高齢化はさらに進展する見込み**

（４）社会状況の変化を踏まえた課題

脱炭素社会
循環経済への移行
SDGsの達成

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロやSDGs達成に向けた脱炭素化やプラスチック資源循環等

＜課題＞

・**国では2050年までに温室効果ガス排出を全体でゼロ**を目指しており、**市役所の廃棄物分野は９割（8割が廃プラスチック）が廃棄物焼却由来で排出量は横ばい**

超高齢社会
デジタル化

超高齢社会やデジタル化、生活様式の変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応

＜課題＞

・超高齢社会や共働き世帯増加等、社会状況の変化に伴い**市民ニーズが多様化。**
高齢化率は上昇を続け2050年には約３割に達する見込み

災害への対応

ごみの排出実態を見据えた効果的・効率的な収集処理体制や緊急時に備えた対応強化

＜課題＞

・廃棄物処理施設の適切な更新などにより、**安定性・安全性を確保した効果的・効率的な収集・処理体制の推進**や自然災害等の**緊急時に備えた対応の強化**

各廃棄物への対応

＜課題＞

・**今後も増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック、紙おむつ等への対策**

第２章　基本理念・基本方針【本編P38～】

1　基本理念

2050年を見据えた基本理念を設定

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

【目指す将来像】目指す将来像を示すとともに世界観をイメージ化（次ページ）

・本市の強みである**環境意識の高い市民・事業者との協働や高度なリサイクル産業を活用することで、資源循環・循環経済への移行や、廃棄物焼却の削減**、CCUSの導入などにより**温室効果ガス排出量実質ゼロを実現**
・また、災害や少子高齢化等を踏まえた**安全・安心な収集・処理体制**の確立により、**トップランナーとして地球環境にやさしい持続可能なまちを実現**

2　基本方針

基本理念の実現に向け、**計画期間の取組の方向性を基本方針**として設定

全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します

・環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す**循環経済への移行を促進**
・特に**プラスチックの資源循環**の促進を目指し、市域を超えた**資源循環・脱炭素化**に大きく貢献

市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる３Ｒを推進します

・市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、**徹底的な３R＋Renewableを推進**
・徹底的な３Rにより、**焼却量を大幅に削減**し、**脱炭素化**に大きく貢献

社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

・**一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理**の確保
・**高齢社会、脱炭素、**強靭化など社会課題に対応した**安全・安心な処理体制**を構築

第３章　目標【本編P43～】

2037年度の目標

一般廃棄物は2050年の目指すべき将来像を想定し、その実現を図るため設定
産業廃棄物は国の目指すべき方向性・目標を踏まえ、本市の地域特性を考慮し設定

【目標1】1人1日あたりのごみ排出量を約１割削減（一般廃棄物）
793g（2024年度）➡ 712g（2037年度）
※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】ごみ焼却量を約５万ｔ削減（一般廃棄物）
31.5万t（2024年度）➡ 26.6万t（2037年度）
※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】プラスチック資源分別率を約２倍増加（一般廃棄物）
33%（2024年度）➡ 60%（2037年度）
※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量＋資源物焼却量)
プラ資源　：プラスチック容器包装＋プラスチック製品

【目標4】産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）
34%（2023年度）➡ 34%（2037年度）
※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】廃プラスチック類の再生利用率を約１割増加（産業廃棄物）
71%（2023年度）➡ 83%（2037年度）
※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量
/市内からの廃プラスチック類排出量

川崎市の目指す2050年の世界観（イメージ）

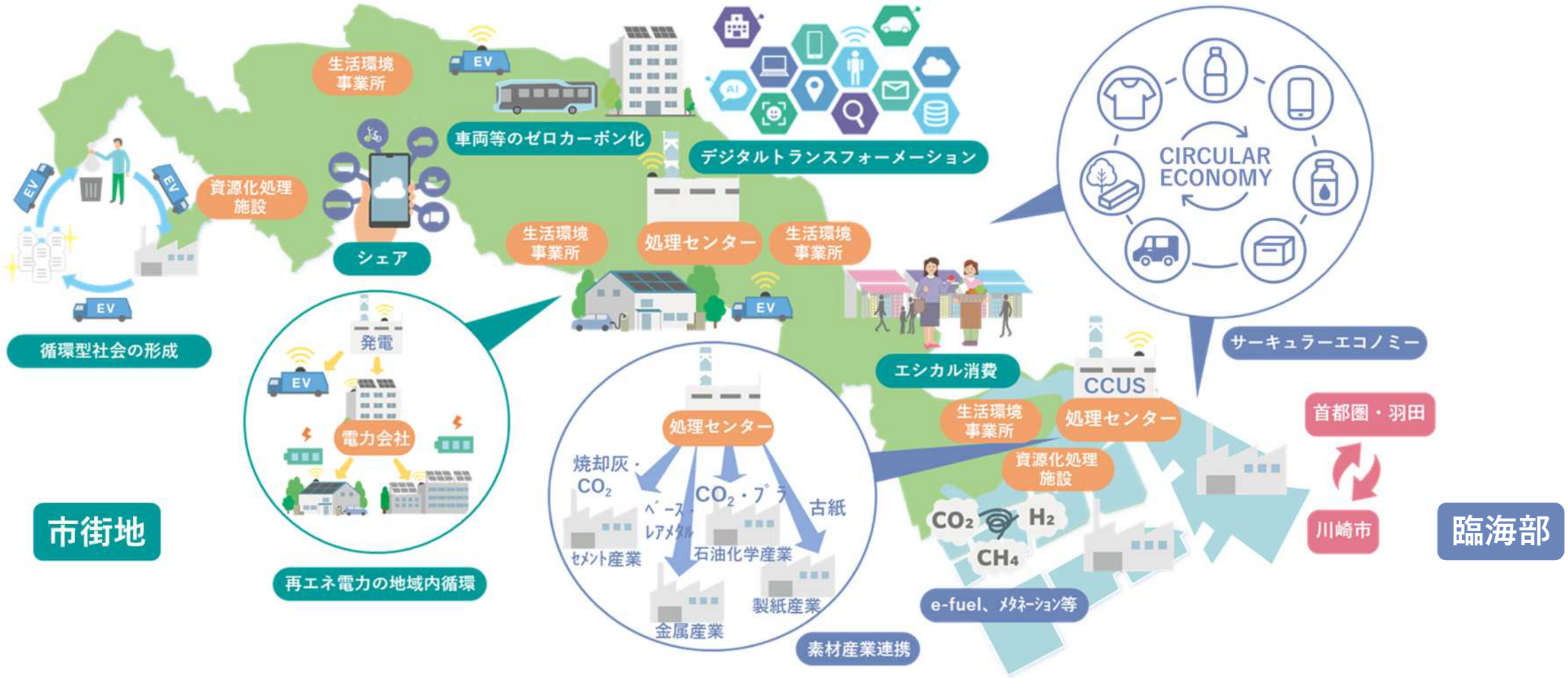

・**臨海部を中心**に、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、**素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用**し、**産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大**を実現

・**市街地**では、廃棄物の減量化が徹底的に進み、**地域のエネルギーセンターとして最適化された廃棄物処理施設が立地**するほか、**シェアリングやアップサイクルなど**が**家庭にも当たり前のように浸透**することで、**地域の資源循環・循環経済及び脱炭素**に貢献

第４章　基本施策・施策【本編P47～】

基本理念・基本方針	基本施策	施策	行動計画
「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指して」 ○ 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します ○ 市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる３Ｒを推進します ○ 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります	Ⅰ 循環経済への移行	Ⅰ(1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 Ⅰ(2) エネルギー資源の効果的な活用 Ⅰ(3) 蓄積された環境技術等を活かした取組 Ⅰ(4) 循環型ライフスタイルの実践促進	具体的事業 （重点を含む）
	Ⅱ 「環境市民」意識の醸成	Ⅱ(1) 情報発信の充実 Ⅱ(2) 環境教育・環境学習の推進 Ⅱ(3) 市民参加の促進 Ⅱ(4) まちの美化推進	
	Ⅲ ごみの減量化・資源化促進	Ⅲ(1) 家庭系ごみの減量化・資源化 Ⅲ(2) 事業系ごみの減量化・資源化 Ⅲ(3) 産業廃棄物の減量化・資源化 Ⅲ(4) 市の率先したごみの減量化・資源化	
	Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築	Ⅳ(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立 Ⅳ(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進 Ⅳ(3) 効果的・効率的な処理体制の構築 Ⅳ(4) 環境に配慮した処理体制の構築	
	Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり	Ⅴ(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進 Ⅴ(2) 不適正排出対策等の取組 Ⅴ(3) 生活排水の適正な処理 Ⅴ(4) 産業廃棄物の適正処理の促進	

第５章　推進体制・進捗管理【本編P64～】

庁内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施。
ごみ排出量をはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、川崎市環境審議会に毎年度報告し意見聴取するとともに、ホームページ等で公表

第１章　目標【本編P117～】

基本計画と同様の目標項目とし、経過年度である**2029年度の目標値**を設定

【目標1】1人1日あたりのごみ排出量を約７％削減（一般廃棄物）
793g（2024年度）➡ 742g（2029年度）
※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】ごみ焼却量を約3万t削減（一般廃棄物）
31.5万t（2024年度）➡ 28.7万t（2029年度）
※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】プラスチック資源分別率を約1.5倍増加（一般廃棄物）
33%（2024年度）➡ 51%（2029年度）
※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量＋資源物焼却量)
プラ資源　：プラスチック容器包装＋プラスチック製品

【目標4】産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）
34%（2023年度）➡ 34%（2029年度）
※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】廃プラスチック類の再生利用率を約１割増加(産業廃棄物)
71%（2023年度）➡ 77%（2029年度）
※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量
/市内からの廃プラスチック類排出量

第２章　施策体系【本編P119～】

基本計画で定める５つの基本施策と20の施策の下、第１期行動計画では**61の具体的事業**を位置づけ

第３章　重点【本編P121～】

第１期行動計画で定める61の具体的事業のうち、**今後12年間で重要なポイントである「資源循環・循環経済」「脱炭素」「安全・安心」**に関する特に施策効果が高い事業を**重点として設定**

■ **循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等**　（事業No.02）
プラスチックや衣類などの様々な素材や製品の循環の取組実施　等

■ **プラスチック資源等の分別率向上**　（事業No.21、22）
若年層や外国人市民等、ターゲットに合わせた効果的・効率的な広報・普及啓発の実施
取組効果の見える化など市民意識の向上に向けた啓発、プラスチック資源の市内リサイクル　等

■ **回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化**　（事業No.24）
CEｺﾏｰｽ事業者との連携、製造や小売等の事業者による自主回収・拠点回収への誘導促進
（衣類・粗大・小物金属・プラスチック・リチウムイオン電池等）　等

■ **事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進**　（事業No.27、31）
小売事業者・飲食店等との連携強化、フードシェアリング等による食品の活用促進　等

■ **収集・処理体制の脱炭素化の推進**　（事業No.52）
EV車の導入、ごみ焼却によるCO_2の回収・利用・貯留など温室効果ガス削減の推進　等

■ **災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保**　（事業No.39）
広域的な連携の推進に向けて、国・県・他自治体との情報交換や支援・受援体制の整備　等

■ **ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化**　（事業No.55）
社会状況の変化と各地域の特性を踏まえた取組の充実・強化　等

第４章　具体的事業【本編P130～】

基本計画で定める５つの基本施策と20の施策の下、第１期行動計画では61の具体的事業を位置づけて取組を促進

基本施策	施策	具体的事業
Ⅰ 循環経済への移行	Ⅰ(1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援	01 循環経済の実現に向けた取組の推進
		02 **循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等** 重点
		03 排出事業者・処理事業者の取組支援
		04 国や関係団体等と連携した取組の推進
	Ⅰ(2) エネルギー資源の効果的な活用	05 廃棄物事業の余熱利用の推進
	Ⅰ(3) 蓄積された環境技術等を活かした取組	06 国際貢献の推進
		07 川崎CNブランドの推進
	Ⅰ(4) 循環型ライフスタイルの実践促進	08 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進
Ⅱ 「環境市民」意識の醸成	Ⅱ(1) 情報発信の充実	09 多様な媒体を活用した情報発信
		10 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報発信
		11 産業廃棄物に関する事業者と市民の相互理解の促進
	Ⅱ(2) 環境教育・環境学習の推進	12 幼児・低年齢層への普及啓発
		13 ICTを活用した環境教育・環境学習の充実
		14 多様な市民への普及啓発
		15 普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実
		16 イベント等に関する啓発活動の充実
	Ⅱ(3) 市民参加の促進	17 廃棄物減量指導員との連携強化
		18 地域環境リーダーの育成
		19 環境功労者の表彰
	Ⅱ(4) まちの美化推進	20 多様な主体と連携した美化活動の推進

基本施策	施策	具体的事業
Ⅲ ごみの減量化・資源化促進	Ⅲ(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	21 **プラスチック製品のリサイクルの推進** 重点
		22 **プラスチック資源等の分別率向上** 重点
		23 プラスチックごみ削減の推進
		24 **回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化** 重点
		25 資源集団回収事業の充実
		26 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進
		27 **家庭系食品ロス対策等の推進** 重点
		28 紙おむつのリサイクル
	Ⅲ(2) 事業系ごみの減量化・資源化	29 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底
		30 事業系資源物のリサイクルの推進
		31 **事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進** 重点
		32 紙おむつのリサイクルの検討
	Ⅲ(3) 産業廃棄物の減量化・資源化	33 排出事業者の自主的な取組の促進
		34 収集運搬事業者と処分事業者の自主的な取組の促進
		35 上下水道再生資源の有効利用
	Ⅲ(4) 市の率先したごみの減量化・　資源化	36 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進
		37 市役所が排出する廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進

基本施策	施策	具体的事業
Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築	Ⅳ(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立	38 災害発生時の分別方法等の周知
		39 **災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保** 重点
		40 有害廃棄物・処理困難物への取組
		41 廃棄物処理施設等の補修・整備
	Ⅳ(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進	42 安定的な処理体制の運営
		43 堤根処理センターの建替
		44 資源化処理施設等の整備
	Ⅳ(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	45 計画の点検・評価等
		46 効果的な経済手法の研究
		47 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討
		48 内容審査による不適物の搬入抑制
		49 リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し
		50 一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用
	Ⅳ(4) 環境に配慮した処理体制の構築	51 ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理
		52 **収集・処理体制の脱炭素化の推進** 重点
Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくり	Ⅴ(1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進	53 安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保
		54 市民ニーズに対応したごみ収集
		55 **ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化** 重点
	Ⅴ(2) 不適正排出対策等の取組	56 不適正排出指導等の徹底
		57 資源物の持ち去り対策の強化
	Ⅴ(3) 生活排水の適正な処理	58 生活排水の適正処理
		59 災害時の生活排水の適正処理
	Ⅴ(4) 産業廃棄物の適正処理の促進	60 災害・緊急時の廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保
		61 排出事業者指導等による適正処理・リサイクルの推進